

# 愛知県インドネシアサポートデスク

## 関税監査について

ニュースレター（第5号）2024年8月28日

本ニュースレターは、「令和6年度 愛知県インドネシアサポートデスク運営業務」を受託しております太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社（以下、「グラントソントン」といいます。）（担当：荘林・前村・若林）よりお送りしております。

このメールは、「愛知県インドネシアサポートデスク」（以下、「サポートデスク」といいます。）が実施したセミナー及び名刺交換会にご参加登録頂いた皆様、及びサポートデスクをご利用頂いた皆様宛にお送りしております。

■□■インドネシア関連情報のご案内■□■-----

### ➤ はじめに

税金関係の調査は、インドネシア国税総局(DGT: Direktorat Jenderal Pajak)により行われる税務調査の他にも、インドネシア関税総局 (DJBC: Direktorat Jenderal Bea dan Cukai)により行われる調査が存在します。

そこで今回のニュースレターでは、DJBC により行われる調査(関税監査)についてお伝えします。

### ➤ 調査の対象となる企業

DJBC による調査は、輸出入を行っている企業が対象となります。保税工場や KITE(輸出型企業に与えられる税制上の優遇措置)を持っている企業もその対象となります。なお、輸出入を行っていない企業は当該調査の対象から外れます。

## ➤ 調査の対象となる項目

調査の対象となる項目は以下の3つとなります(関税総局長規定 2017 年第 35 号第 5 条)。

- 関税 (Bea Masuk)
- 輸出入時の付加価値税 (PPN)
- 輸入時の前払法人所得税 (PPH22)

## ➤ 調査の種類

関税監査では財務諸表、帳簿、伝票、事業活動に係る一切の書類(契約書や見積書、発注書、税関申告書、会社認可等)の他にも主に輸出入に係る在庫の実地監査が行われます(同規定第 1 条第 4 項)。

調査には以下の3種類があります(同規定第 4 条)。

一般監査 (Audit Umum)	基本的に企業が受ける監査。危機管理に基づき選別的に定期あるいは随時行われる。保税工場や輸出入規模が大きい企業が一定期間ごとに行われることが多い。
特別監査 (Audit Khusus)	特定範囲に絞った特別監査。 特別監査は財務省や DJBC 局長の指令に基づき行われることもある。
犯罪捜査 (Audit Investigasi)	上記2つの監査と違い、一般監査や特別監査で「故意的に脱税を行っている」「税関申告を行っていない密輸取引をしている」などの犯罪容疑がある場合にのみ行われる監査。

## ➤ 調査の対象となる期間

調査の対象となる期間は、当局により税務監査の対象となった企業へ割り当てられる番号(NPA : Nomor Penugasan Audit)が発行された前月から最大2年間遡った期間となります(同規定第20条(1))。

ただし、DJBCによる調査は第三者、政府や当局の情報に基づき10年間まで遡及して監査することも可能です(同規定第20条(3))。

DJBCによる調査は、DGTによる税務調査の5年よりも長い10年間遡及可能であることに注意が必要ですが、実際には10年前まで遡及した監査が行われるような事例は少ないと思われます。

また、2年の範囲を超えて監査を実行する場合、一般監査という形式ではなく、特別監査や犯罪捜査の枠組みで行われるものと思われます。

## ➤ 調査により指摘される主な項目

DJBCにより行われる調査の結果、主に指摘される項目は以下の通りとなります。

輸入物品のHSコードの相違	HSコードは用途によって同じような物品でも番号が異なる場合がある。HSコードが変わると関税率や必要となる輸入許可が変わるため、当局はこの点に注視して確認を行っている。
課税金額に対する見解の相違	輸入される物品の原価に構成される経費は輸入時の課税金額に加算される。例えば、研究開発費用や図面料などは加算対象となる。当局による調査では財務諸表の確認も行っていることから、税務申告していないと指摘を受ける可能性がある。一方、技術支援料やロイヤルティー費用は搬入後の役務や権利取引になることから非課税対象であるものの、調査の過程で説明を求められる。
原産地証明書の税関報告の遅延	原産地証明書(COO: Country Of Origin)を使用して輸入した物品は原産地証明書の報告が必要となります。税関への報告が遅延している企業について、当局による調査

	では、遅延していることを理由に特惠関税での輸入が拒否され、関税等の罰金を指摘される可能性がある。
税関申告書 (搬出入に 対する申告 書)と棚卸 結果の数量 差異	保税工場/倉庫、その他の保税ファシリティを持っている企業に対する監査では、搬出入に対する申告書と棚卸結果の数量差異に注意が必要となる。特に頻繁に問題となるのが廃棄した使用済みスベアパーツや材料の税関申告漏れである。保税として搬入した物品を搬出する場合は形態問わず税関申告が必要である旨、担当者に対して周知徹底を図ることが必要となる。

### ➤ 調査を実施する期間

DJBC による調査は3カ月間で終了すると規定されています(最大12カ月間まで延長可能)(同規定第25条)。当局からの書類およびデータの要求への対応が遅れた場合、調査官と対話する時間が制限されてしまい、調査期間まで指摘に対する反論ができないなど、劣勢に立たされる可能性もあるので留意が必要です。なお、書類およびデータの提出は、当局からの要求があった日から7営業日以内に行う必要があります(3営業日の延長要請可)(同規定第29条(2))。

当局による調査が進むと、調査官は監査調書(KKA : Kertas Kerja Audit)を作成し、会社に対し結果通知書のドラフト(DTS : Daftar Temuan Sementara)が発行されます(同規定第36条, 第37条)。当該ドラフトに記載された指摘事項について、7営業日の期間(最大7営業日の延長要請可)、会社に対し反論の機会が与えられます(同規定第37条)。

DGTによる税務調査と同じく、一度指摘事項が挙がってしまうとこれら全ての指摘事項を撤回することは難しくなることから、可能な限り当該ドラフトを受領する前の段階で大きな問題を解決しておくことが重要となります。

反論の機会が終了すると、監査結果調書(BAHA : Berita Acara Hasil Audit)、税関再評価決定書(SPKTNP : Surat Penetapan Kembali Tarif

dan/atau Nilai Pabean)が発行され、調査は終了となります(同規定第40条, 第46条)。

➤ **よくある質問と回答**

Q1：調査の結果、DJBC からの指摘に企業が納得できない場合の救済措置について知りたい。

**(異議申し立て)**

関税監査の結果に異議がある場合、30日以内に DJBC に対し書面による異議申し立てを行うことができます(関税総局長規定 2009 年第 28 号 第 5 条)。

DJBC は、企業から異議申立書を受理してから 60 日以内に決定を下さなければなりません。DJBC がこの期間内に決定を下さなかった場合、企業による異議は承認されたものとみなされます(同規定第 8 条)。

**(税務裁判)**

異議申し立てに関する DJBC の決定に不服がある場合、DJBC の決定日から 60 日以内に、税務裁判所に不服申し立てを行うことができます。

審理手続きは通常 12 ヶ月以内に終了しますが、場合によっては延長されることもあります(同規定第 17 条)。

以 上

■ □ ■ 発行情報 ■ □ ■ -----

■発行元

令和6年度愛知県インドネシアサポートデスク運営業務受託：

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社

URL: <https://www.grantthornton.jp/aboutus/advisors/>

（東京事務所）担当：公認会計士 前村 浩介、公認会計士 若林 未絵

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー18 階

電話 03-6434-0729/FAX 03-5785-4132

（名古屋事務所）担当：公認会計士 花輪大資

〒451-6025 愛知県名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー25 階

電話 052-569-5605/FAX 052-569-5606

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更、その他のご質問は  
下記連絡先にご連絡下さい。

愛知県インドネシアサポートデスク 莊林健太郎 (Kentaro Sobayashi)

Phone: +62-(0)21-5795-2700 (Ext.1201)(Indonesia)

Email: [aichi.indonesiadesk@jp.gt.com](mailto:aichi.indonesiadesk@jp.gt.com)